

障発 0113 第 1 号
令和 3 年 1 月 13 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について

今般、精神科病院における虐待が疑われる事案が認められたことを受け、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成 10 年 3 月 3 日障第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知（別記様式 1 に係る改正部分を除く。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。